



府食第398号
令和元年10月15日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価の結果の通知について（回答）

令和元年10月7日付け厚生労働省発生食1007第2号をもって貴省から当委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

メタノールについては、添加物「二炭酸ジメチル」に係る食品健康影響評価において評価が行われ、平成31年1月29日付け府食第36号により評価結果を通知したところである。

その後、メタノールについて新たな科学的な知見の存在は確認できないこと並びに上記評価結果において示されたメタノールの一日推定摂取量に本改正によって増加する一日推定摂取量を加えても、ヒトにおける知見、通常の食習慣におけるメタノールの摂取量及びFDAにより設定された許容一日摂取量を踏まえると、安全性に懸念がないと考えられることから、人の健康に悪影響を及ぼすとは考え難く、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。